



# 中国における近時の 知的財産権保護の動向

近時、私が勤務している北京又は上海の事務所で取り扱う案件の中で、知的財産権に関連するもの、中でも中国国内において、日本のお客様の知的財産権を侵害する行為に対する対応、対策に関するものが増えているよう思います。中国は近年、知的財産権の保護を強化することを一つの大きな目標として掲げ、様々な動きを見せ続けているところです。本稿では、主として3つの観点、切り口から近時の中国における知的財産権保護に関する動向を簡単にご紹介します。

## 1 立法動向

2019年4月に商標法が改正されたのを皮切りに（同年11月より改正法施行）、2020年10月には特許法が改正（2021年6月に改正法施行）、同年11月には著作権法が改正（2021年6月に改正法施行）され、主要な知的財産権法が矢継ぎ早に改正されました。

2019年11月に中国共産党中央弁公庁・国务院弁公庁が共同で「知的財産権保護の強化に関する意見」を公布し、当該意見では2025年までに知的財産権保護に対する社会の満足水準を向上させ、権利保護体系を整備すること等が目標とされていますが、その一環として特許法等の各法律を整備し、懲罰的賠償制度を導入することや損害賠償額の引き上げ、更

には商標や特許の冒認出願、悪意出願の取り締まりといった事項が目標として明記されていました。上記の法改正はこの意見で掲げられた目標を踏まえたものといえます。実際に、改正された上記各法律では、懲罰的損害賠償の上限の引き上げや新規導入が実現されており、これによる権利者の更なる保護が図られることが期待されます。

## 2 裁判動向

上記のような法律だけでなく、最高人民法院が制定する司法解釈についても、2020年に入ってから「知的財産の司法保護を全面的に強化することに関する意見」、「法に依り知的財産権侵害行為に対する懲罰力を強化することに関する意見」をはじめとする重要なものが数多く公布、施行されており、人民法院としても司法による権利保護、救済に注力している傾向が認められます。

2020年4月に最高人民法院が公表した2019年の「中国法院知的財産権司法保護状況(2019年)」に記された統計によれば、2019年に中国国内の全ての裁判所において新たに係属し、審理された知的財産権関連事件（一审、二審、再審等）の総件数は481,793件に上り、2018年と比べ44.16%の上昇となっています。その中で、地方の各級人民法院に係属、



(押収された模倣品)



(差し押さえられた工場)



(押収品には大人気のアニメフィギュアも)

審理された知的財産関連民事第一審事件について部分的にその内訳をみると、特許案件が22,272件（前年比2.64%増）、商標案件が65,209件（前年比25.41%増）、著作権案件が293,066件（前年比49.98%）となっており、商標案件と著作権案件の案件数が顕著に増加している傾向が見られます。

なお、中国では現時点で北京、上海、広州の3ヵ所に知的財産法院が設置されましたが、2020年11月に入り、海南自由貿易試験区に4つ目の知的財産権法院を設置することに関する審議が開始されたとの報道も出ています。

### 3 行政による取り締まり動向

近時は公安部門による模倣品や偽ブランド品の製造販売に対する摘発も活発になってきています。

2019年10月には広州市で非正規に日本のアニメキャラクターのフィギュア、玩具、プラモデルを製造販売する業者に対する大規模な摘発が行われ、公安により100万件余りの模倣品が押収され、金額にして3億人民元あまり（約48億円）に上ったとして、大々的に報道されました<sup>1</sup>。

また、2020年8月にも、やはり広州市をはじめとする各都市で模倣品を製造していた業者に対する摘発が行われました。数量こそ10万件余りと上記の事例に及ばないものの金額としては4億人民元余り（約64億円）に及ぶ大規模な摘発事例となり、こちらも大々的に報道されました<sup>2</sup>。

更に、近時は淘宝（タオバオ）をはじめとするECサイトでの模倣品販売及びそれに対



(摘発の瞬間)

する摘発も増加しています。中でも2020年10月に、いわゆるKOL（Key Opinion Leader、俗にいうインフルエンサー）が模倣品のファッションアイテムを、販売店舗から紹介するライブ配信をしている途中で公安が立ち入り、当該KOL含む関係者らの逮捕までライブ配信されるという、視聴者からすれば衝撃的な事案も発生しています。

### 4 終わりに

このように国として知的財産権保護を各方面から強化している一方、上海のような大都会でも少し外れたところに行けばニセモノブランドのバッグ、アクセサリー、衣類のデパートのようなところは少なからずあり、それが依然として外国人の人気観光スポットになっているという皮肉な現実も残っており、知的財産権法を扱う者としてはかなり複雑な気持ちにさせられます。国の政策が少しでも多くの人々に理解され、中国＝ニセモノというイメージが払拭される日が一日でも早く訪れることが期待したいところです。

1 <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1647363940271464472&wfr=spider&for=pc>

2 [https://www.sohu.com/a/416248882\\_120244154](https://www.sohu.com/a/416248882_120244154)

### 筆者紹介

包城 健豊（ほうじょう いほう）

2012年12月弁護士登録。2015年5月よりTMI総合法律事務所勤務。2016年6月より中国に赴任し、TMI総合法律事務所上海オフィス一般代表、2017年8月より同北京オフィス首席代表に就任。主にM&A案件、知的財産権案件を取り扱う。